

推薦の辞

園部逸夫 (元最高裁判所判事)

私は、終戦の日を、台北北部の七星山の峠の近く(現陽明山公園)で陸軍二等兵(一六歳)として迎えた(後に一等兵)。昭和二〇年四月に旧制台北高校入学と同時に「警備召集」を受けたが、召集の種類と呼称は学校により様々で統一されていない。台湾軍参謀本部動員令(台参動)が警備召集の根拠と推測されているが、動員根拠規定の所在が不明のまままで今日に至っている(高橋英男「台湾における「学徒兵」召集の実態とその法的背景」一九九八年)。召集されたそれぞれの出来事が書類の紛失や消滅で、放置されるということがいかに残念なことかは、実際に体験しないと分からないことである。内地でも外地でも戦時中は空襲等もあり、やむを得ないとしても、戦争直後の日本の植民地当局と他国の政府との交替の最中に、戦後の混乱期の記録を保存することは相当に困難なことであることは十分に理解できる。

私の父敏は、学生時代、東京帝大法学部で、斎藤茂氏の数年前輩であり、在台時代は、台北帝大で行政法の教授を務めていたので、おそらく斎藤茂氏と何らかのお付き合いがあったのではないかと想像している。ここに搭載された資料はまことに貴重なもので、これだけの資料が斎藤茂氏のご努力で収集保存されたことは驚嘆に値する。この度、(財)台湾協会との関係で知己となった斎藤毅氏(斎藤茂氏の令息)と、台湾資料の専門的研究者河原功氏のご尽力により、貴重な資料が陽の目を見ることとなった。ご同慶の至りであり、日台関係の正しい歴史を知る意味でも、貴重な資料及び解題として、広く江湖に推薦する次第である。

台湾史上鍵となる年の一級史料

何義麟 (国立台北教育大学副教授)

一九四五年八月一五日から終戦直後の一年は台湾史上の鍵となる年であった。この激動期に関する研究を行うためには原資料が欠かれないが、戦後の日台・日華・日中の複雑な政治関係により、多くの資料が処分こそされずとも長い間封印されてきた。それが一九九〇年代以降、台湾の民主化・本土化により終戦直後の資料が重要視され、その一部の原資料は戦後五十年たつたあたりからようやく公表されるようになった。その中でも、河原功氏のご尽力による「台湾引揚・留用記録」と『台湾引揚者関係資料集』の公刊は最も代表的な成果であったと言える。さらに今回、斎藤茂氏旧蔵『資料集終戦直後の台湾』が整理・公開されることとなった。資料集には多くの未公開書類が含まれ、GHQや国民政府の文書も収録されている。これは台湾史研究だけではなく、東アジアの戦後史研究においても参考にできる貴重な資料だと思われる。

終戦直後、東アジアでは民族の大移動が展開されたと言われた。台湾を例とすれば、約一年の間に在日日本人の引揚げ及び在日台湾人の帰郷が行われた。この引揚げや帰郷の問題について、日本政府はどのような対策を打ち出したのか。この『資料集終戦直後の台湾』を活用すれば、対外交渉や具体策の関連史実などが把握できるだろう。例えば、「中央要望事項」という文書には「在日日本人の中華民国国籍取得の自由」、「邦字新聞や雑誌の発行許可」などの要望が記載されている。こうした予想外の記述を見ると、戦後台湾には実に多くの可能性が秘められていたことが考えられる。正に待望の一級史料の出現だと言える。この資料集は終戦直後の約一年間の貴重な記録であり、必ず台湾史研究の推進力となってくれるであろう。

台湾における敗戦直後の状況

斎藤 毅 (一般財団法人台湾協会前理事長)

敗戦による大混乱期、日本内地と切り離された台湾は、大層複雑で困難な状況に陥っていた。その中で終戦処理に携わった者の一人として、斎藤茂は当時の実情を整理して置かねばならないと考えていた。

そのため、自ら関与した事案はもとより、その他にも伝手を求めて資料の収集に努め、いずれ取纏めようとしていた。だが、不幸にして病に斃れ、帰宅出来ぬまま転院先の病院で亡くなった。

集めた資料の多くは研究者等の便宜に供するため、(財)台湾協会に寄贈されたが、その存在を知る人も少ないので、今回公刊されるに至った次第である。

領台五十年の後始末を敗者の立場で行うことは辛いことである。処理を誤れば民族間の対立抗争を惹起しかねないし、ポツダム宣言受諾違反と見做される行為があれば内地を含む他地区の平穏な終戦処理に悪影響を及ぼす恐れもある。ひたすら隠忍自重を強いられた時期のことである。

資料は多岐にわたるが、終戦後の混乱と敗戦側の実務処理の難しさ、もどかしさを端的に示す資料が「成田一郎総務長官の帰台に関する件」である。

この資料から、東京(GHQ、日本政府)、重慶・南京(中華民国政府)、台北(台湾省行政長官公署・前進指揮処、台湾総督府・終戦連絡事務局)間の連絡調整は困難を極め、帰台の叶わなかった経緯と共に当時の台湾に関する様々な実態を窺い知ることが出来る。

台湾引揚げは他地区に比べ平穏順調であったと言われるが、部分的には様々な事件もあった。被害者には深い同情を禁じ得ないが、大部分の日本人が引揚げる迄の間、台湾社会の秩序崩壊による更なる悲劇を見なかつたことはせめてものことであった。

自昭和二十年九月二十日
至

總務長官一行歸臺ニ關スル件綴

臺灣總督府東京出張所

総務長官一行帰台ニ関スル件綴

台湾の現情

通信交通等の連絡遮断下の今日、台湾の實情を把握するに困難なるも現在迄の諸情報と綜合するに大要なるものあり。

一 政治

中央行政
台湾省政府は対する島民の信頼感に極めて薄く、その由来するところは、陳儀主席以下政府幹部の行政能力薄弱に在るといふべく、昨年十月二十九日孫文追悼禮拜式上陳儀主席の表明せる台湾三大行政策百、民生向上、教育普及、民意表明機關の創立等も實現はば遠ざかることあり。

台北地區駐在の米軍將校(ギルトレー、コトリ両大佐)等の見解も

台湾の現情

『資料集終戦直後の台湾』収録資料【抄録】

1 台湾情報

台湾空襲概況 自昭和十九年十月十二日至昭和二十年八月十日 台湾総督府警務局
大詔喚発後ニ於ケル島内経済情勢 極秘 台湾総督府警務局 (昭和二十年八月二十二日)
大詔喚発後ニ於ケル島内治安状況並警察措置 (第一報) 昭和二十年八月 台湾総督府警務局
終戦後に於ける在外同胞の概況 昭和二十年十二月一日 外務省管理局・内務省管理局
最近ノ台湾事情 昭和二十一年一月二十四日 鹿兒島駐在員吉田・永井 安井所長殿
台湾事情 二二・二五 成沢瀨
台湾事情 二二・二一〇 青柳報告ノ分取纏
台湾ノ現況 部外秘 外務省管理局総務部南方課 (斎藤) 昭和二十一年二月十日
外地概況調査 (外務省管理局総務部) (台湾関係) 昭和二十一年三月
終戦後台湾ニ於ケル刑務所收容者ノ処置ニ関スル件 (昭和二十二年四月下旬) 村上法務部長
台湾統治終末報告書 一九四六年四月 台湾総督府残務整理事務所
終戦後在台邦人ノ蒙リタル迫害状況 議会説明資料 (昭和二十一年五月十三日)
台湾総督府残務整理事務所

2 布告・通牒・覚書・要望・検討事項

文官待遇者ノ定員ノ臨時特例ニ関スル件 昭和二十年八月十六日 勅令第四七四号
終戦処理ニ伴フ在外地邦人權益ノ保持存続ニ関スル件 (官文第五〇一九号) 総務長官通牒
聯合國陸海軍最高司令官ニ提供スベキ資料調製ニ関スル件 極秘 九二〇 部局長打合会
中央要望事項「講和条約締結時期に関する見通し、領土割譲に伴う事項、ほか」 総務長官携行
極秘 昭和二十年九月中旬
管理局案 朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁廃止ニ関スル件、他
昭和二十年律令第七号ノ規定ニ基キ公私有財産ノ処分等ノ制限ニ関スル件 昭和二十年十月十五日
台湾総督安藤利吉

3 中華民國(台湾省)行政長官公署からの通告・通達・命令

中華民国台湾省行政長官公署備忘録ノ件 (官文第五〇四三号)
中進字第二号「公私財産の売買、移動の厳禁」 中華民國三十四年十月十三日 主任葛敬恩
中国台湾省行政長官公署警備司令部命令 署部字第一号「安藤利吉を陳儀の指揮下に」
台湾行政長官公署訓令 処接字第一号「接収にあたる日本側責任者指名の要請」
行政長官公署長官陳儀 一〇月二八日 台湾地区日本官兵善後連絡部長宛
行政長官公署通達「須田二三を折衝事務責任者の代理副部長とする」 十月三十日
台湾省行政長官公署警備司令部前進指揮所通告「台湾の現状維持」 進字一号 主任葛敬恩
中華民國三十四年十月六日
中華民國三十四年九月九日 中華民國南京にて接受

4 成田一郎総務長官の帰台に関する件

総務長官一行帰台ニ関スル件 自昭和二十年九月二十日至 (昭和二十年十二月八日) 斎藤茂
総務長官在京中往復文書写綴 自昭和二十年九月二十日至 (昭和二十年十二月十八日) 斎藤茂
電報案「進退伺」 斎藤秘書官 総督宛 (二月) 二九日

5 非日本人の台湾への帰還・邦人の台湾引揚げ

非日本人ノ日本ヨリノ帰還ニ関スル件 聯合國総司令部発、日本帝國政府宛覚書 (仮訳)
一九四五年十一月一日 (十一月五日接受)
在日台湾人分布表 (厚生省調)
台湾ヨリノ引揚状況其ノ他調査 (一月三十一日現在) 第二復員省ニ付調査 (清川属調査)
定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱 (昭二・四・二五 次官会議決定)

6 関係機関

台湾総督府内地出先機関
台湾関係事業会社在京事務所所在地、名録
台湾引揚民会 (綴)
日僑互助会 (綴)
台湾事業協会 (綴)
台湾金融協議会

7 名簿

行政官名簿 昭和二十年十月現在 台湾総督府
技術官名簿 昭和二十年十月現在 台湾総督府
官公吏台湾留台者名簿 (昭和二十一年十二月二十八日現在)
台湾総督府ヨリ南方ニ派遣シタル司政長官司政官名簿 第一復員省人事課
管理局総務部南方課斎藤課長殿

外地概況調査 (台湾関係)

目次

- 一 終戦時ニ於ケル行政機構一覽表
二 職員關係
(A) 終戦時ニ於ケル官別員数
(B) 既歸還者数
(C) 外地ニ於ケル残留官吏ノ現状
(D) 幹部職員ノ消息
三 豫算關係
(A) 本年度ノ豫算的緊急措置
(B) 二十一年度豫算
四 終戦後外地 (臺灣) ニ関シ閣議決定ヲ經タル事項並「マ」司令部ノ命令項目
五 臺灣ニ於テ終戦時及終戦後採リタル措置
六 臺灣關係ノ議會答辨資料 (別冊)

台湾総督府関係引揚職員ノ措置ニ関スル件

昭和 年 月 日

台湾総督 安藤利吉

殿

臺灣總督府關係引揚職員ノ終戦措置ニ関スル件

終戦ニ伴フ外地職員一般ノ身分給與等ノ取扱ニ関シハ一月二十二日別紙
(一)「外地官廳職員等ノ措置ニ関スル件」ノ閣議決定ヲ見タル次第ニテ本總
督府トシテハ別紙(二)ノ通り措置致シ度候處臺灣總督府關係職員ハ(一)部中
國則ニ徵用セラレ居ル者モ續々徵用ヲ解除セラレツツアリ極メテ僅クノ
所持金品ヲ以テ窮迫セル不安ナル日常ヲ送リツツアリ其ノ身分關係ニ
付テハ極度ニ不安焦燥ヲ感ジ居ル現状ナルニ鑑ミ各處ニ於テモ諸種困難ヲ
ル事情可有之モ窮狀御觀察ノ上之ガ轉官等ノ措置ニ付キ格段ノ御配慮ヲ賜

中華民國台湾省行政長官公署備忘録

臺灣省行政長官公署備忘録

臺政字第二號

日期 中華民國三十四年十月五日

臺灣省行政長官公署ヨリ

日本臺灣總督安藤利吉將軍ニ致ス

臺灣省ノ金融紊乱ヲ避免セン見地ヨリ
本長官ハ暫時中國現有ノ法幣ヲ使用セズ
茲ニ臺灣省幣制未ダ整理セラレザル以前
於テハ仍ホ現有ノ幣制ヲ沿用スルニ
本公署及警備總部前進指揮所ハ臺灣現行
ノ紙幣ヲ必要トスルが故ニ即時臺幣參千
萬圓ヲ呈出シ該前進指揮所主任葛敬恩中
將ニ手交スベシ且ツ葛敬恩主任ノ臺灣到
達四時間以内ニ右金額ノ中參百萬圓ヲ手

日僑互助会 (綴)

日僑互助会の發足について御挨拶

臺灣在住の日本人は中華民國政府御當局高寛の
處遇により無條件降伏後も引續き敗戦國民とし
ては分に過ぎた生活をさして貰つて居ります。
此の現實を直視します時我々は深く現在の立場
を認識し自勵自戒以て正しき清き日本人の在り
方を忘れてはならぬと思ひます。
萬一誤つた生活に陥リ光復臺灣の新建設を阻害
するやうなことがあつては申譯ないことになり
ます。
斯うした矢も届もたまらぬ氣持が相寄つて日僑
互助會の誕生となり、いよく新發足することにな
りました。
政府御當局に於かれましても日本人會や日本居
留民會の如き存在は未ダ正式に御認許下さる時
期ではないにもせよ我々の斯うした志には深い
御理解と御同情を與へらるゝに相違ないと思ひ